

埼玉高速鉄道沿線地域の定住促進に係る魅力発掘・発信 業務委託仕様書

1 業務名

埼玉高速鉄道沿線地域の定住促進に係る魅力発掘・発信業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

3 目的

埼玉高速鉄道線（以下「SR」という。）は、埼玉県さいたま市の浦和美園駅から東京都北区の赤羽岩淵駅を結び、赤羽岩淵駅以南は東京メトロ南北線、東急目黒線と直通する都心直結の鉄道路線である。

平成13年3月の開業以来、利用者は開業時から約4.7万人増加しているが（令和2年度1日当たり輸送人員93,241人）、継続的に経営の安定化を図るためには、引き続き利用者の増加が必要である。

そこで、埼玉高速鉄道沿線地域（以下「沿線地域」という。）への子育て世代を中心とした定住者の取り込み、更に新型コロナウイルス感染症により減少した休日等利用者の増加を図るため、沿線地域で暮らすことの魅力を動画等により発信する。

4 沿線地域の定義

沿線地域とは、さいたま市及び川口市であり、SR各駅から概ね3kmの範囲の地域を対象とする。

5 委託業務内容

(1) Web サイト用魅力発信動画の作成

- 沿線地域の施設等の魅力を子育て世代に紹介する1分間程度の動画（以下「動画」という。）を作成すること。動画は、開設済のWebサイト「都心に近い子育てのまち」（以下「Webサイト」という。）で放映するものとする。

(URL : <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/sr-main/sr-townguide/index.html>)

- 作成する動画の数量は5本とすること。
- 動画のターゲットは30歳前後の子育て世代とすること。
- ターゲットへの訴求力があると考えられる埼玉県出身の著名人を動画に起用すること。
- 著名人の出演に係る依頼や連絡調整、謝礼・旅費等の支払いは受託者が行うこと。
- 動画に係る肖像権・著作権処理を行うこと。
- 動画は少なくとも翌年度（令和4年度）末まで委託者が放映できるようにすること。
- 委託者による動画の校正を行うこと。
- 動画の規格は16:9とし、フルハイビジョン（1920×1080）映像とすること。

- ・動画は配信用データ（Web サイトや YouTube 等で再生・放映可能な形式）で委託者の指定する場所に納品すること。
 - ・作成内容、作成時期、著名人の起用については、事前に委託者の承認を得ること。
- (2) SR 車両ビジョン用魅力発信動画の作成・放映
- ・(1) の動画を活用・編集し、沿線地域への定住促進等につながる 15 秒間の魅力発信動画（以下「15 秒動画」という。）を作成すること。15 秒動画は SR の車両ビジョン（ダイナミックビークルスクリーン）で放映するものとする。
 - ・作成する 15 秒動画の数量は 1 本とすること。
 - ・15 秒動画に係る肖像権・著作権処理を行うこと。
 - ・15 秒動画は少なくとも翌年度（令和 4 年度）末まで委託者が放映できるようにすること。
 - ・必要に応じて 15 秒動画に字幕を入れること。
 - ・委託者による 15 秒動画の校正を行うこと。
 - ・15 秒動画の規格は 16:9 とし、フルハイビジョン（1920×1080）映像とすること。
 - ・車両ビジョンの放映に係る事務や支払いを行い、15 秒動画を延べ 2 週間以上放映すること。
 - ・15 秒動画は配信用データ（Web サイトや YouTube 等で再生・放映可能な形式）で委託者の指定する場所に納品すること。
 - ・放映内容、放映時期については、事前に委託者の承認を得ること。
- (3) 動画の露出の増加や Web サイトへのアクセスの増加により関心を高める取組
- ・広報・宣伝いずれの手法も可とし、1 つ以上の手法を用いること。
 - ・広報・宣伝素材を作成する場合、委託者による校正を行うこと。
 - ・広報・宣伝素材は委託者の指定する場所に納品すること。
 - ・実施内容、実施時期については、事前に委託者の承認を得ること。
- (4) その他
- ・受託者は契約締結後、速やかに実施計画書及び全体スケジュールを委託者に提出すること。
 - ・全体スケジュールは委託者と常に進捗状況を確認するとともに、必要に応じて適宜修正を行うこと。
 - ・委託者と受託者とが協議を行った場合、受託者が議事録作成を行い、速やかに委託者へ提出すること。
 - ・受託者は業務完了後、速やかに本業務委託の報告書をまとめ、A4 サイズ 5 部と PDF データを委託者に提出すること。

6 留意事項

- (1) 本委託業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に委託者に報告すること
- (2) 本委託業務の著作権の取扱いについては、次のとおりとする。
- ア 本件業務により作成されたデータ、書類等（以下「データ等」という。）の著作物の所有権、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権・翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の権利につい

ては、委託者は、受託者から譲り受け、委託者に帰属するものとする。

イ 受託者が従来から保有している権利を用いて作成した動画等については、著作権及びその他の権利を受注者に留保し、委託者が成果品以外に使用する際は、受託者との協議・許諾を要するものとする。

ウ 受託者は、委託者、川口市（所在地：川口市青木2-1-1）及びさいたま市（所在地：さいたま市浦和区常盤6-4-4）に対し、著作者人格権（著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権））を行使することができないものとする。

- (3) 本人の承諾を得ることのできない人物動画については、本人と識別ができない程度の修正を行うこと。また、放映後や掲載後に肖像権あるいは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者において責任をもって対応すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の発生等により、業務内容を変更せざるを得ない状況となった場合は、県と協議の上、柔軟に対応すること。また、業務を行うに当たり、感染防止対策を徹底すること。
- (5) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく委託者と受託者双方が協議して決定するものとする。